定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

号外第十九号
平成二十年三月三十一日　月曜日

目次

規則

○山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………一
○山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則…………………………八

規則

山梨県規則第二十六号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事　横　内　正　明

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（再生利用業の指定の申請等）

第四条　省令第九条第二号又は第十条の三第二号の指定（以下「再生利用業指定」という。）を受けようとする者（知事が別に定める者を除く。）は、再生利用業指定申請書（第十九号様式）を知事に提出しなければならない。

2　知事は、再生利用業指定をしたときは、再生利用業指定証（第二十号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

3　再生利用業指定を受けた者（以下「再生利用業指定業者」という。）は、その再生利用業指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、再生利用業変更指定申請書（第二十一号様式）に指定証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4　再生利用業指定業者は、その再生利用業指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止するときは、再生利用業廃止届出書（第二十二号様式）に指定証を添えて知事に提出しなければならない。

5　再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る次に掲げる事項に変更が生じたときは、再生利用業変更届出書（第二十三号様式）に指定証を添えて知事に提出しなければならない。

一　住所

二　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三　事業場の所在地

四　再生利用の目的

五　取引関係

6　第二項の規定は、第三項の事業の範囲の変更、第四項の規定による事業の範囲の一部の廃止及び前項の変更について準用する。

7　再生利用業指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用業指定証再交付申請書（第二十四号様式）に、き損し、又は汚損した指定証を添えて（亡失した場合を除く。）知事に提出するものとする。

8　指定証の再交付を受けた者は、亡失した指定証を発見したときは、直ちに当該指定証を知事に返還しなければならない。

第十八号様式の次に次の六様式を加える。

第19号様式（第４条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　殿

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

再生利用業指定申請書

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第１項の規定により、産業廃棄物の再生利用業の指定を次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別		
	取り扱う産業廃棄物の種類		
	再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力	
		再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
事業場の所在地			
再生利用の目的			
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地		
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地		
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地		
	再生活用により得られる有用物の利用方法		
事業開始予定年月日			

添付書類
1　事業計画の概要を記載した書類
2　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
3　生活環境保全上の対策を記載した書類
4　排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
5　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
6　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
7　申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
8　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
9　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
10　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
11　申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
12　その他知事が必要と認める書類

第20号様式（第４条関係）

再生利用業指定証

住所
氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２号又は第１０条の３第２号の規定により、次のとおり再生利用業の指定を受けたものであることを証明する。

年　　月　　日

山梨県知事　　　　　　　　　　印

１　指定年月日

２　指定番号

３　事業の範囲
（１）再生活用及び再生輸送の別
（２）取り扱う産業廃棄物の種類
（３）再生利用の方法

４　事業場の所在地

５　再生利用の目的

６　取引関係

第21号様式（第４条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　殿

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

再生利用業変更指定申請書

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第３項の規定により、再生利用業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">指定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">指定番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">変更の内容</td><td rowspan="2">再生活用及び再生輸送の別</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取り扱う産業廃棄物の種類</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">再生利用の方法</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">変更の理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">変更に係る取引関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">変更予定年月日</td><td></td></tr>
</table>

添付書類
1　事業計画の概要を記載した書類
2　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
3　生活環境保全上の対策を記載した書類
4　排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
5　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
6　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
7　申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
8　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
9　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
10　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
11　申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
12　その他知事が必要と認める書類

第22号様式（第４条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　殿

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

再生利用業廃止届出書

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第４項の規定により、再生利用業指定の全部／一部の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定年月日	
指定番号	
全部／一部の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	

第23号様式（第４条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　殿

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

再生利用業変更届出書

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第５項の規定により、再生利用業の変更について、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
変更年月日		
変更事項	変更前	変更後
住所		
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
事業場の所在地		
再生利用の目的		
取引関係		

添付書類（変更の内容に該当しない書類は、省略することができる。）
1　事業計画の概要を記載した書類
2　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
3　生活環境保全上の対策を記載した書類
4　排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
5　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
6　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
7　申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
8　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
9　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
10　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
11　申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
12　その他知事が必要と認める書類

第24号様式（第４条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　殿

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

再生利用業指定証再交付申請書

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第７項の規定により、再生利用業指定証の再交付について、次のとおり申請します。

指定年月日		
指定番号		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
	再生利用の方法	
再交付申請の理由		

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事　横　内　正　明

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第十一項及び第四十五条第三項中「年三・四パーセント」を「年三・七パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の山梨県建設工事執行規則第三十八条第十一項及び第四十五条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される工事の請負契約に係る前払金の返還について適用し、同日前に締結された工事の請負契約に係る前払金の返還については、なお従前の例による。

発行者　山　梨　県　甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番